

日本国憲法制定の経緯をめぐって  
——押しつけをどう見るか——

古関彰一  
(獨協大学)

**I 「押しつけ論」の起源**

- 1952年講和条約・日米安保条約発効
- 1953年MSA協定に調印
- 1954年自衛隊法公布
- 1954年自由党憲法調査会設置（3月）、改憲案（9月）  
自由党憲法調査会（7月）で松本烝治・元憲法問題調査委員会委員長（国務大臣）が憲法制定経過での体験を証言（憲法調査会、憲資・総28号に再録）

**II 押しつけとされる最大の場面**

- ・1946年2月13日 GHQ案を日本側に手交。  
(日本政府の改憲案に対して回答を約束した日)  
GHQ側「押しつける考えはない」「天皇制擁護ため」
- ・1946年3月4日10時から5日午後4時まで30時間に及ぶ交渉  
日本側 松本、佐藤達夫（法制局第一部長）、通訳官2名  
GHQ ホイットニー民政局長、ケーディス民政局次長ほか通訳等約20名  
・いずれの場面も威圧的で、政府案の完成を急いだ。

**III 押しつけの背景にあるもの**

**松本案の評価**

- ・初期の民主化改革を受け入れ、法改正をしながら、憲法の人権規程に盛り込んでいない（思想・表現の自由、刑事人権、女性の人権等）・・・民主化改革の否定
- ・国民主権規程がない・・・ポツダム宣言違反 以上 GHQ側の評価
- ・「ポツダム宣言に遵拠することを絶対的必要条件とする」・・・野村淳治意見書（元東大教授、憲法問題調査委員会顧問）

**ポツダム宣言の理解**

- ・松本に「司令部側の意見をご聴取になった方がいい」とすすめたが、松本は「自主的にやる」といった・・・高木八尺（東大教授、近衛案作成時の顧問）憲法調査会憲資総25号

**・ポツダム宣言・バーンズ回答の理解**

民主主義的傾向の復活強化の障壁の除去、言論、宗教、思想の自由、基本的人権の尊重（宣言10項）

天皇及び日本政府の国家統治の権限は、連合国最高司令官の従属の下に置かれる  
(回答)

#### IV なぜ急いだのか

##### ・極東委員会の設置

極東委員会付託事項（米英ソによるモスクワ外相会議、1945年12月27日）

「日本国の憲政機構若しくは管理制度の根本的改革を規定する指令は、極東委員会の決定の後に指令を発することができる」

「極東委員会の政策決定がない限り、憲法改正の権限は（GHQに）ある」（46年2月1日、ホイットニー民政局長のマッカーサー宛覚書）

46年2月26日、極東委員会第1回会議開催

##### ・天皇の地位の確定

1月19日 マッカーサー、極東国際裁判所条例

被告人対象者に「元首」を含まず

1月25日 マッカーサー、アイゼンハワー陸軍参謀長に対し「過去10年間に日本帝国の政治決定と天皇を結びつける証拠は発見されていない」「天皇を起訴すれば日本人が激しく動搖する」

3月 5日 憲法草案要綱発表にあたっての昭和天皇の勅語「（ボツダム宣言に則り）憲法ニ根本的ノ改正ヲ加ヘ以テ国家再建ノ礎ヲ定メンコトヲ庶幾ウ政府当局其レ克ク朕ノ意ヲ対シ必ズ目的ヲ達成センコトヲ期セヨ」

3月18日 昭和天皇「獨白録」作成を開始（4月8日まで5回）

3月20日 枢密院で幣原首相「極東委員会第1回会議が開催され、憲法改正問題が議論されたが、皇室を護持するマ司令官の方針が受け入れられた模様だ。皇室のご安泰の上から危機一髪であった」

#### V 「押しつけ」とは単純には言えない事実

##### ・政府案作成段階におけるGHQ案の修正

###### 法の下の平等 現憲法14条

GHQ案 すべての自然人は法の前に平等である。人種、信条、性別、社会的身分、カーストまたは出身国により政治的関係、経済的関係または社会的関係において差別されることを、授權しましたは容認してはならない。

政府案 すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的、社会的に差別されない

###### 外国人の人権 現憲法なし

GHQ案16条 外国人は法の平等な保護を受ける

###### 土地国有化 現憲法なし

GHQ案28条 土地および一切の天然資源に対する終局的権限は、国民全体の代表としての資格での國に存する。（以下略）

###### 国会の一院制 現憲法なし

GHQ案41条 国会は選挙された議員による一院で構成され、議員の定数は300人以上500人以下とする

・帝国議会での修正

GHQ案にもなかつた条項の追加

国民要件 現憲法10条 自由、進歩、協同民主、三党共同提案

(明治憲法18条とほぼ同様)

生存権 現憲法25条1項 社会党提案

政府案の修正

国民主権 現憲法前文と1条

政府案 (前文) 国民の総意が至高なもの。(1条) 国民至高の総意

現憲法 (前文) 主権が国民に存する。(1条) 主権の存する国民の総意

義務教育 現憲法26条2項

政府案 すべて国民は、法律の定めるところによりその保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負う。初等教育は無償とする。

現憲法 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。

・マッカーサー、吉田首相に1948年5月から翌年5月までの1年間に「憲法再検討」の機会を与えることを伝える。

極東委員会決定(1946年10月17日)

憲法制定の手続きは、ポツダム宣言に定める「日本国民の自由に表明する意思」に反すると考え、憲法施行一年後二年以内に再検討の機会を与える。

マッカーサー、1947年1月3日付吉田首相宛書簡で同趣旨を伝える。吉田、受諾の返書。

鈴木義男法務総裁(法務大臣) 技術的改正を考えている、たとえば89条で私学助成ができるように。

松岡駒吉衆議院議長 改正是考えていない。大政党の幹事長も同意見だ

新聞の社説 技術的問題で国民投票までする必要はない(毎日新聞)

新憲法の根本理念を国民に普及するためなら、国民投票も意義がある  
(朝日新聞)

、 吉田首相(1949年4月、衆議院での答弁) 極東委員会の決定は直接には知らない。憲法改正の意思はない。

## VI 「押しつけ」論と「戦後」観の相關——憲法制定過程への視座

ポツダム宣言の受け入れを、単に力の敗北と見るのではなく、明治憲法体制との関連で見る視点

ポツダム宣言(民主主義の復活強化、人権の尊重、平和的傾向の政府の樹立などの要求)と明治憲法の理念との落差。しかも両者は対等関係にないという事実。

戦争責任に対する日本と連合国を中心とする国際社会との落差

平和的民主的憲法(特に、天皇制、平和主義、人権の尊重)なくして国際社会への復帰は困難との認識の有無

国家主権の絶対性が相対化する時代——ナショナリズムの制約

戦後国際社会 連合国(United Nations)による国連(United Nations)の設立